

令和8年度 三国丘小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめられている児童と一定の人的関係にある他の児童⁽¹⁾がおこなう心理的・物理的な影響⁽²⁾を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものも含む）で、いじめられている児童が心身の苦痛を感じているもの⁽³⁾をいう。

- (1) 「一定の人的関係」とは、同じ学校に通っているだけでなく、同じ習い事に通っている児童についても当てはまる。
- (2) 「心理的な影響」とは、「仲間外れ」「や「集団による無視」など、直接的にはではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
「物理的な影響」とは、身体的な苦痛の他、金品をたかられたり、ものを隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを指す。
- (3) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられている児童の立場に立つことが必要。

2 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 特に配慮が必要な児童（発達障がいを含む障害のある児童・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、自然災害等により被災し避難している児童）等については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (7) 子ども理解、発達課題等の障がいなどに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (10) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。（例：いじめ対応チェックリスト等）
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。（例：アンケート調査、個別面談等）
- (3) 子どもの行動を注視する。（例：学校生活での子どもの行動観察等）
- (4) 保護者と情報を共有する。（例：連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等）
- (5) 地域と日常的に連携する。（例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、保護者に相談し対応を考え、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した（いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない）後も、保護者と継続的な連絡・面談等を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6 学校生活アンケート調査の実施

1学期、2学期、3学期の計3回、学校生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、学校生活アンケート調査を実施し早期に適切な対応を行う。

7 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長・教頭、教務、生活指導主任、（特別支援教育コーディネーター）、養護教諭及び当該学年担任を主な構成員とし、「校内いじめ対策委員会」（企画委員会兼ねる）を設置する。

生活指導委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

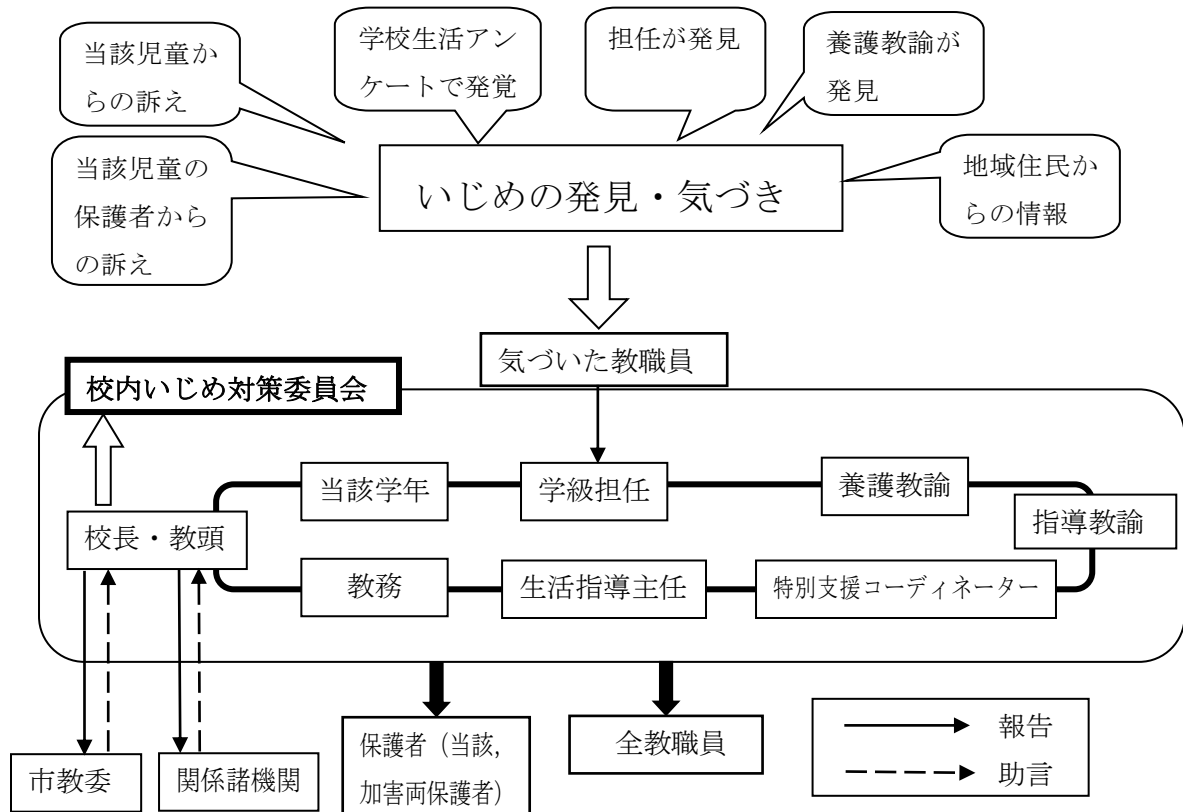
点検結果や取組の改善等について、校内いじめ対策委員会に報告するものとする。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は生活指導委員会に直ちに報告した後、「校内いじめ対策委員会」において情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の意見を求めながら対応する。また、いじめ問題への対応として、人権・特別支援教育・生活指導に関する校内研修を実施する。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

【校内いじめ対策委員会 組織図】



8 ネット上のトラブル対応について

スマートフォンの普及に伴い、SNS などを利用したいじめなどについては、より大人の目にふれにくく、発見しにくいため、高学年の児童を対象にネットいじめプログラムを開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、堺市教育委員会におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、堺市教育委員会の助言や協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

9 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をすること。
- (3) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。（傍観者への対応）
- (5) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。（観衆への対応）

10 相談窓口・関係機関について

〈相談窓口〉

- ・堺市教育委員会 生徒指導課……………072-228-7436
- ・子ども電話教育相談 こころホーン……………072-270-5561（365日 24時間対応）
- ・教育相談 ソフィア堺……………072-270-8121

- ・教育相談 人権ふれあいセンター……………072-245-2527
 - ・スクールカウンセラー（三国丘中学校，榎小学校）…072-232-2818（窓口：三国丘小学校）
- 〈関係機関〉
- ・子ども青少年局 子ども相談所 家庭支援課……………072-245-9197
 - ・堺警察署……………072-223-1234

1 1 いじめ対策年間計画

月	学校行事 【地域行事】	いじめ防止に関する取組	活動
4	始業式 二測定 家庭訪問 参観	いじめ対策委員会・職員会議 【いじめ対策の共通理解】 学年会 【被害者、加害者の関係等の指導 記録の引き継ぎ】 学級 【学級開き・人間関係づくり・ 学級のルールづくり】	○学校間、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ○いじめ対策に係る共通理解・対策会議編成【職員会議】 ○人間関係づくり・学級開き・学級の安心ルールづくり【始業式・学級活動】
5	内科検診 スポーツテスト 体育参観	職員会議【共通理解】 学級【学級会】	○教育相談の実施(班編成への留意) ○行事（体育参観）を通じた人間関係づくり
6	校外学習 【青少年健全育成協議会①】	職員会議【共通理解】 学級【学級会】 【学校生活アンケート】	○学校生活アンケートの聞き取り，調査・指導
7	水泳学習 個人懇談	職員会議【共通理解】 学級【学級会】 【非行防止教室(5,6年)】 懇談【保護者へのいじめ対策についての説明と啓発】	○学校生活アンケートの聞き取り，調査・指導
8	夏季休業 始業式		○教育相談等の研修の計画・実施 ○小中連携合同研修（三国丘中学校区）
9	修学旅行 臨海学校 オープンスクール	職員会議【共通理解】 学級【学級会】	○教育相談の実施(児童の変化を確認)
10	二測定 日曜参観	職員会議【共通理解】 学級【学級会】 【学校生活アンケート】 【ネットいじめプログラム(4年)】	○教育相談の実施(経過と確認) ○学校生活アンケートの聞き取り，調査・指導
11	校外学習 にんげん学習交流会 【青少年健全育成協議会②】	職員会議【共通理解】 学級【学級会】	○学校生活アンケートの聞き取り，調査・指導 ○行事（校外学習や連合音楽会等）を通じた人間関係づくり
12	個人懇談 冬季休業	職員会議【共通理解】 学級【学級会】	

1	始業式	職員会議【共通理解】 学級【学級会】	
2	参観・懇談	職員会議【共通理解】 学級【学級会】 【学校生活アンケート】	○教育相談の実施(経過と確認) ○学校生活アンケートの聞き取り，調査・指導
3	卒業式 修了式	職員会議【共通理解】 学級【学級会】	○学校生活アンケートの聞き取り，調査・指導 ○記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成

※急を要する場合は、いじめ対策委員会を臨時で開催する。

※キャップ体験（4年），SAFEプログラム（1,2年）は年1回実施する。

※学習参観で人権教育または道徳教育に関する授業を実施する。

※障がい理解教育を各学年，年1回実施する。